

年度末退職者で、任意継続組合員申出書を提出したが、申出書の提出を取り下げる（任意継続組合員にならない）場合に、提出してください。

共済組合使用欄

証回収年月日	・	・
本	・	配 ・ 子

取 下 書

私は、任意継続組合員申出書を提出しましたが、次の理由により取り下げます。

取り下げ理由 (該当する番号を○で囲んでください)	提出期限	添付書類
① 退職日の翌日から再就職し、再就職先の医療保険に加入する場合	速やかに (再就職が決まり次第すぐに提出してください)	【4/1以降に提出する場合】 ○就職先の保険証の写し
		【任意継続組合員証が交付済の場合】 ○任意継続組合員証 (任意組合員被扶養者証)
② 国民健康保険に加入する若しくは、家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合	退職日を含めて20日以内 ※	【任意継続組合員証が交付済の場合】 ○任意継続組合員証 (任意組合員被扶養者証)

※ ②の場合、退職日を含めて20日を過ぎて当支部が受理した場合、取下げにはならず、任意継続組合員としての資格を取得しますので、掛金が発生します。

公立学校共済組合広島支部長 様

令和 年 月 日

組合員証番号

氏 名

任意継続組合員であった者が、途中で就職又は国民健康保険に加入等で任意継続組合員の資格を喪失する場合は、この様式ではなく、「任意継続組合員資格喪失申出書」（§ 15-002）を提出してください。